登録特定行為事業者の登録手続きフローチャート

＜１、２号の認定従事者（不特定の利用者）及び３号の認定従事者（特定の利用者）＞

事業者	大分県高齢者福祉課（１、２号） 大分県障害福祉課（３号）

○　対象施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、通所介護、訪問介護、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、介護医療院等で、利用者に対する喀痰吸引等の行為が必要な施設

※医療機関は対象外

○　看護職員の配置

毎日の利用者の健康状態の観察や胃ろう又は腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブの挿入確認等を看護職員が行う必要があるため
また、フォローアップ研修は手技の確認をするため看護職員の参加が必要なため。
（※訪問系の事業所については、訪問看護と連携があればよい）

○　従事者である介護職員等の配置

※看護師資格のある者が<u>介護職員として行為を行う場合は</u>、認定特定行業務従事者の配置は必須ではない。　※要従事者名簿記載

○　安全委員会の設置/研修体制の確保

・安全委員会は１ヶ月に一度開催し、医師、指導看護師、介護職員、栄養士等の参加が必要
（※医師の毎回の参加が厳しい場合は、対応体制を整備すること）
・フォローアップ研修は１ヶ月に一度指導看護師もしくは看護職員が実施する
・心肺蘇生訓練の実施

○　事業者の登録申請

「登録特定行為事業者登録申請書（第１号様式）」のほか、設置者に関する書類、契約書、登録適合書類、業務従事者認定証の写し等必要書類を県に提出する。
（※提出書類の詳細については、別途「事業所登録の手引き」参照）

○　事業所登録通知の交付

書類を審査のち、事業者登録通知を交付

※１、２号は高齢者福祉課へ
　３号は障害福祉課へそれぞれ提出すること。

登録した特定行為を実施できる準備が整いました！
※実際に行うには、<u>さらに従事者の認定申請が必要です！</u>

※看護師資格のある介護職員の場合は、従事者の認定申請は不要。